

建設事業者の皆様

2024年問題への対応はお済みでしょうか？

時間外労働の上限規制

2024年4月より建設業も時間外労働上限規制の対象となります。

原則：月45時間・年360時間以内
特例でも年720時間以内

労働時間の適正化

労働時間の客観的な把握の義務付けにより労働時間の適正化が必要となります。

生産性の向上

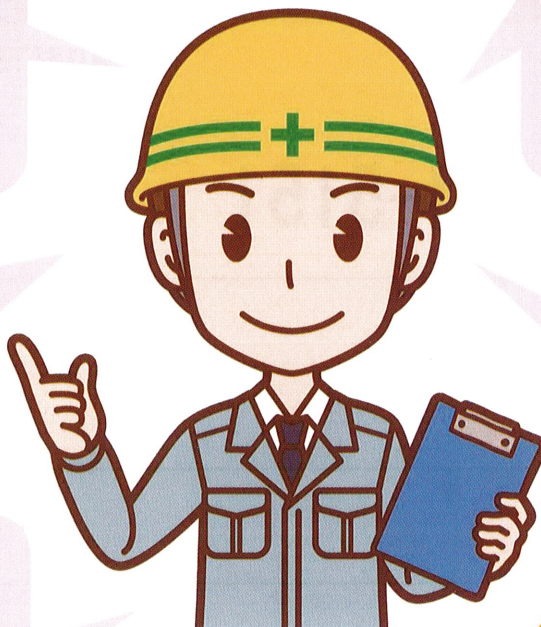
事務の効率化や人事労務管理の合理化など、生産性向上のための新手法・新技術の導入も求められています。

割増賃金引上げ

2023年4月より60時間を超える法定時間外労働の賃金割増率が25%から50%へと引き上げられました。

予想される人材不足

少子高齢化による団塊の世代の大量離職と、若年労働者の定着率の低さの問題は先送りにはできません。また人材(後継者)育成も急務です。



8/3 土

10:00 - 16:00

専門家である社会保険労務士がお答えします！

建設事業者のための

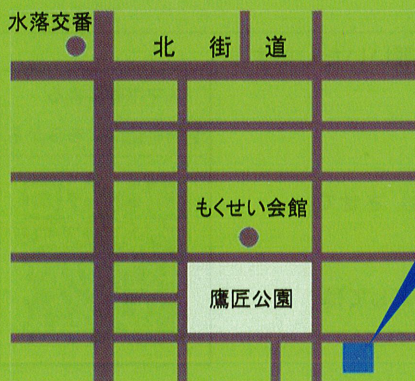
無料労働相談会

電話相談も

OK

予約優先

- 相談機会の有効活用のため事前予約をお願いいたします。
- 対面相談の場合、相談内容のわかる資料等をご持参ください。



社会保険労務士会

※お車での来場はご遠慮ください。
公共交通機関又は最寄りの有料
駐車場をご利用ください。

会場：静岡県社会保険労務士会
2F 総合労働相談センター

TEL.054-249-1100

〒420-0833 静岡市葵区東鷹匠町9番2号

URL:<https://www.sr-shizuoka.or.jp>

静岡県社会保険労務士会

検索

※裏面の相談予約申込フォームによりお申込みいただけます。

2024年問題に直面している建設事業者のための無料相談

相談予約申込書

申込日：令和 6 年 月 日

FAX : 054-333-5151

申込期限 7/26 (金)迄

| | | | |
|--------------------------------|--|--------------------------------|--------------------------------|
| 事業所名・所属 | | | |
| ご担当者様名 | | | |
| ご連絡先 | 住所 | 〒 - | |
| | 電話 | () - | |
| | Email | @ | |
| ご希望時間 | <input type="checkbox"/> 10:00 | <input type="checkbox"/> 11:00 | <input type="checkbox"/> 12:00 |
| | <input type="checkbox"/> 13:00 | <input type="checkbox"/> 14:00 | <input type="checkbox"/> 15:00 |
| 相談内容 (最大2つまで☑ チェックして下さい) | <input type="checkbox"/> 労働時間の適正化 <input type="checkbox"/> 労働者の健康管理の強化 | | |
| | <input type="checkbox"/> 生産性の向上 <input type="checkbox"/> 後継者育成の推進 | | |
| | <input type="checkbox"/> 労働者のスキルアップ支援 <input type="checkbox"/> 働き方改革に対する経営者の意識向上 | | |
| | <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| | 自由記述 | | |
| 相談方法 | <input type="checkbox"/> 来場による対面相談 <input type="checkbox"/> 電話相談 | | |

(！対面相談の場合は、ご相談内容がわかる資料のご持参をお願いいたします。)

- ※ 1件の相談時間につきましては概ね60分以内とお考え下さい。
- ※ 相談予約状況が許せば上記60分を超えての相談も対応可です。
- ※ 相談ご希望時間について、受付後に社労士会より確認のご連絡 (Mail または電話) させていただきます受付完了となります。
- ※ 本紙 (QRコードによる予約フォームを含む) に記載されました個人情報につきましては他目的での使用は一切いたしません。

